

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和二年一月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

### 奈良県条例第二十九号

昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例及び奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部を改正する  
条例

(昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例の一部改正)

**第一条** 昭和天皇の崩御に伴う職員の懲戒免除及び職員の賠償責任に基づく債務の免除に関する条例(平成元年三月奈良県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第三条中「第二百四十三条の二」を「第二百四十三条の二の二」に改める。  
(奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例の一部改正)

**第二条** 奈良県水道用水供給事業の設置等に関する条例(昭和四十二年三月奈良県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

第八条中「第二百四十三条の二第八項」を「第二百四十三条の二の二第八項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。